

## Q2

# 税金って、どんな考え方で決められているの？ そもそも公平ってどういうこと？

税は、私たちみんなが、社会の構成員として広く公平に分かち合う必要があります。「公平・中立・簡素」であることが税制を構築するうえでの基本原則です。

各原則の内容は下図のとおりです。

例えば「水平的公平」とは、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めることが公平との考え方であり、全ての人々が様々な形で広く公的サービスの便益を受け取ることから、その費用も受ける便益に応じて課税で賄うべきとの応益負担の原則に沿うものです。

また、「垂直的公平」とは、負担能力の大きい人にはより大きな負担を求めることが公平との考え方であり、能力に応じて税負担を行うべきとの応能負担の原則に沿うものです。

一言で「公平」といっても、このように様々な指標があり、人それぞれの置かれている環境によっても捉え方は変わってくると言えます。

### 公平の原則

経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と、経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」があります。さらに、近年では「世代間の公平」が一層重要となっています。

### 中立の原則

税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするのが、中立の原則です。

### 簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにするのが、簡素の原則です。

また、「公平・中立・簡素」は、常にすべてが同時に満たされるものではなく、一つの原則を重視すれば他の原則をある程度損なうことにならざるを得ないというトレード・オフの関係に立つ場合もあります。例えば、個人所得課税において、「公平」の観点から個人の担税力を調整するために、各種控除などを用いて個々の納税者にきめ細かい配慮を行うことが可能(Q7参照)ですが、他方、制度の「簡素」性が損なわれることとなりかねません。

いずれにしても、税制を考えていく上では、税制全体として「公平・中立・簡素」の基本原則に則しているかどうかということが重要です。